

反社会的勢力排除に関する覚書

株式会社ウチャマ建物管理（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
は、甲乙間のすべての取引及び契約について次のとおり合意する。

1 甲及び乙は、相手方及びその代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）、実質的に経営に関与していると認められる者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、甲乙間で締結する契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき又は本覚書締結時以降に反社会的勢力に属していたと認められるとき
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対して、次に掲げる行為を行ったとき
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各項目に順ずる行為

2 甲及び乙は、前項の規定により、契約を解除した場合には、当該相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目220番地
株式会社ウチャマ建物管理
代表取締役 内 山 泰 伸 印

乙

印